

平成24年3月15日

国土交通省 近畿地方整備局  
琵琶湖河川事務所長 竹田 正彦 様

河川保全利用委員会  
(琵琶湖河川事務所)  
委員長 三田村 緒佐武



占用許可申請に対する意見書  
(野洲川立入河川公園)

平成23年6月29日付け国近整琵占調第13号にて意見照会の  
ありました以下の占用許可申請施設について、下記のとおり答申い  
たします。

占用許可申請施設の概要

施設の名称	野洲川立入河川公園
場所	守山市吉身5丁目字裏川原～守山市立入町川原 (左岸8.400km～9.690km地点)
主な施設	グラウンドゴルフ場、多目的広場、芝生広場、クレイ広場、 バスケットボール場、散策広場、駐車場
申請者	守山市
占用面積	100,035.55m <sup>2</sup>

## 1. 委員会としての判断・意見

対象施設は、平成3年3月から野洲川左岸の高水敷に設置され、平成10年3月に策定された「野洲川ふるさとの川整備計画」に基づき、スポーツ、レクリエーション空間として、残された高木の樹林(河畔林)と一体として順次整備をされてきたものである。

占用施設は、平成10年にグラウンドゴルフ場の設置、平成12年に多目的広場の設置、駐車場の整備が行なわれ現在の形態になっている。施設利用形態は、クレイ広場及び芝生広場が有料施設であり、グラウンドゴルフ場は無料施設であるため利用者相互のルールで運用されている。施設は公園管理委託業務により維持管理及び運営管理が行われており、老若男女の利用者は健康増進と河川環境を享受し、地域に密着した利用が図られている。

施設利用者数は、年間約5万人(平成22年度)でグラウンドゴルフ場の利用者が約7割と多い。

当該箇所の一部は、河川敷の高水敷の全幅を占用した利用であり、グラウンドゴルフ場は約500mと占用区間が長く、生態系を含めた環境面を考えると生物の生息環境を縦断方向に分断する影響があると思われる。

また、多目的広場の下流側に高木の樹林帯が残されているが、憩いの場としての一体的整備は十分でない状況である。

当委員会は、基本理念である「川でなければできない利用・川に活かされた利用」を尊重する観点から、当該スポーツ施設等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため河川敷への設置は妥当とはいはず、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって対象施設は、地域の要望や利用者のニーズが高い現状からすぐに対応することは難しい面もあるが、代替地の確保または既存施設の規模の縮小・廃止を検討すべきであると考える。

前回意見書(平成20年3月19日付け)において、「施設の自然化への取組み、施設の縮小・廃止に向けた取組み、川に活かされた利用の取組みなど、具体的行動に結びつく環境改善をされたい。また、施設の縮小・廃止については野洲市、栗東市と類似施設の共有化に係る協議の場を設けて検討を進め、おおよそ3年を目途に結論を出していただきたい。」旨意見を付したところである。

前回意見書に対し、検討が一部進められている点は評価できるが、対応が不十分な点もあり、引き続き検討が必要であると考える。

したがって、当委員会は、下記の意見を付して、対象施設の占用許可期間更新が適当であると考える。

### 【占用許可期限の更新についての意見】

河川の保全利用の観点から、当委員会は、以下の項目について実施されることが望ましい方向であると考える。

- ① 一部施設の「自然化」を行うこと。
- ② 河川敷に設置された野洲市、栗東市の類似施設との共有化による縮小・廃止の調整協議の場を継続すること。
- ③ 「川に活かされた利用の取組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め、関わりを深めるための具体策についての計画を策定すること。
- ④ 上記①②③の検討結果の期限を3年とし、検討結果を委員会に報告すること。
- ⑤ 循環式便所その他利用されていない(利用者の少ない)施設、過剰であると考えられる構造物は撤去すること。

## 2. 検討の経緯

平成23年 6月29日		意見照会書の受理
平成23年 6月29日	委員会	占用許可施設の現地調査 河川管理者から申請内容についての説明
平成23年 8月31日	委員会	委員による占用許可施設の審議
平成23年10月12日	委員会	委員による占用許可施設の審議
平成23年12月14日	委員会	委員による占用許可施設の審議
平成24年 1月30日	委員会	委員による意見書（素案）の審議
平成24年 2月28日	委員会	委員による意見書（原案）の審議

## 3. これまでに提出した意見書

平成20年3月19日付け意見書

以上

● 少数意見

- ① 淀川水系河川整備計画では、河川敷利用施設は地域と川の関わりを踏まえながら、「縮小」していく事を基本とするが、自治体、利用者、地域住民等の意見を聞きながら判断することとする策定内容を重視すべきであろう。
- ② 行政等の主導によるトップダウン的な流域管理（河川利用施設）から流域住民、利用者によるボトムアップ的な流域管理（河川利用施設）といった流域ガバナンスが必要であろう。